お知らせ

# 北海道医師会母体保護法指定医師取扱規程細則の一部改正について

◇総　務　部◇

令和６年３月、出生数および中絶件数の減少や経口中絶薬（メフィーゴパック）が使用可能になったことにより研修期間中の人工妊娠中絶手術症例数の確保が困難になったことを踏まえ、日本医師会「母体保護法指定医師の指定基準」モデルの実地指導件数の改定が行われました。

これを受け、当会母体保護法指定医師審査委員会で関係規程細則の一部改正案につき検討し、本年４月１日付で以下のとおり改正されることとなりました。

改正点

**１．（指定医師及び施設の指定基準）**

**第２指定医師の指定要件　２技能（２）**

研修期間中に受けなければならない実地指導数を20例以上から10例以上に、また、実地指導症例数のうち、人工妊娠中絶手術を10例以上から５例以上を含むこととし、かつ、かっこ書きにて、薬物のみによる人工妊娠中絶は症例数に含めないことと追加したこと。

**２．（指定の更新、取消、停止、保留）**

**第10指定の更新３**

更新の際に、研修の受講を証明するものとして、日本産婦人科医会研修参加証６枚から参加記録６単位とし、合わせて、そのかっこ書き部分を６枚から６単位としたこと。

**３．取扱規程細則第６の別表２**

母体保護法指定医師研修会受講料について、会員は無料のまま、非会員は一万円から二万円（消費税別）としたこと。

**【北海道医師会母体保護法指定医師資格　次回更新：令和７年11月１日】**

本年８月（予定）より、郡市医師会を経由し、申請手続きについてご案内いたします。

更新の際は、指定書原本、令和５年11月～令和７年10月までの期間に受講した「母体保護法指定医師研修会参加証」１枚と、令和５年度および令和６年度「日本産婦人科医会研修参加証（シール）」６枚のご提出が必要です。

＊＊＊＊＊　人工妊娠中絶実施報告票の改訂について　＊＊＊＊＊

母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第110号）が公布され、人工妊娠中絶実施報告票の「人工妊娠中絶薬の投与の有無」の欄が改訂されたことにより、**令和７年４月実施分**より右記様式を用い、北海道産婦人科医会宛てにご提出ください。

別記様式第十三号（二）（第二十七条関係）

**人工妊娠中絶実施報告票**

（令和　　年　　月分）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (1) | 人工妊娠中絶を受けた者の番号 | | (2) | 人工妊娠中絶を受けた者の年齢 | 満　　年 |
| (3) | 人工妊娠中絶を受けた者の居住 | 都道府県　郡市区支庁町村 | (4) | 人工妊娠中絶を受けた者の妊娠週数 | 1 満７週以前<br>2 満８週～満11週<br>3 満12週～満15週<br>4 満16週～満19週<br>5 満20週～満21週 |
| (5) | 人工妊娠中絶を実施した月日 | 月　　日 | (6) | 該当条文 | 1 14条1項1号<br>2 14条1項2号 |
| (7) | 人工妊娠中絶を受けた理由 | | | | |
| (8) | 人工妊娠中絶を受けた者の社会保険適用の有無 | 有　　無 | (9) | 人工妊娠中絶を受けた者の生活保護法による医療扶助適用の有無 | 有　　無 |
| (10) | 人工妊娠中絶薬（ミフェプリストン・ミソプロストール製剤又はゲメプロスト製剤）の投与の有無 | | | | 有　　無 |
| 備　　考 | | | | | |

日本工業規格A列5番